平成22年度　発注者支援業務積算基準（案）

第１章　総則

１．適 用 範 囲

この積算基準は、東北地方整備局（港湾空港関係除く。）が発注する土木工事に係る発注者支援業務及び行政事務補助業務を発注する場合に適用する。発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務、工事監督支援業務を、行政事務補助業務は技術資料作成業務をいう。

２．業務委託料

（１）業務委託料の構成

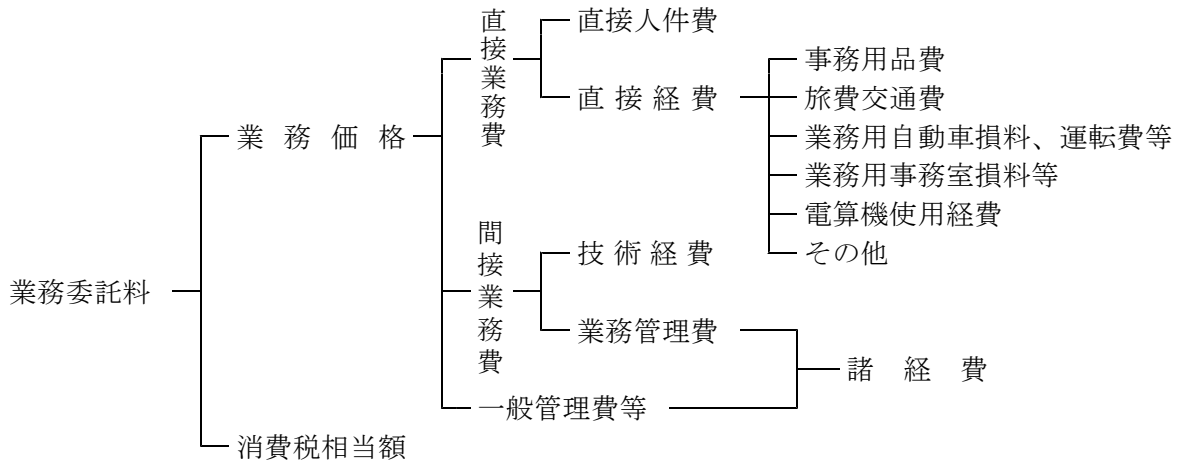

（２）業務委託料構成費目の内容

１）直接業務費

①直接人件費

直接人件費は、業務処理（打合せを含む）に従事する技術者の人件費とする。

②直 接 経 費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次のａからｅまでに掲げるものとする。

ａ．事務用品費
ｂ．旅費交通費
ｃ．業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等
ｄ．業務用事務室損料及び備品費等
ｅ．電算機使用経費

２）間接業務費

間接業務費は、技術経費及び業務管理費からなる。

①技 術 経 費

技術経費は、建設コンサルタント等における平素からの技術能力の高度化に要する経費等で、技術研究費及び専門技術料からなる。

②業務管理費

業務処理に必要な経費のうち直接経費以外のもので、当該業務処理担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

また、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合等に必要となる経費を含む。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

３）一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接業務費、間接業務費以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。

①一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

②付 加 利 益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

４）消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

３．業務委託料の積算

（１）業務委託料の積算方法

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝〔{(直接人件費）＋（直接経費)}＋{(諸経費）＋（技術経費)}〕×（１＋消費税率）

（２）各構成費目の算定

１）直接人件費

当該発注支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。

２）直接経費は、２（２）１）②の各項目について実費を積算し、次により積算する。

ただし、事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。

①事務用品費

事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、技術経費に含まれる。

②旅費交通費

旅費交通費は、「国土交通省所管旅費取扱規則」及び「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算する。

ａ．発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者の現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。

ｂ．現地調査について、出発基地から現地までの旅費交通費を計上し、「設計業務等標準積算基準書（参考資料)」を準用するものとする。

③業務用自動車損料、運転費等

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次のａ、ｂにより積算する。

ａ．業務用自動車の規格は、原則として５人乗りライトバン（1.5ℓ）とする。

ｂ．業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

④事務室損料等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

⑤電算機使用経費

電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。

⑥その他

①～⑤のほか、電子成果品作成費など必要となる場合は、別途計上するものとする。

３）諸経費

諸経費は、次で算定して得た額とする。なお、業務委託料の端数の調整は諸経費で行うものとする。

ｉ）建設コンサルタントに委託する場合

諸経費　＝　直接人件費　×　１２０　／　１００

ⅱ）公益法人に委託する場合

諸経費　＝　直接人件費　×　１００　／　１００

ただし、発注者施設において業務を実施する場合の諸経費は以下の通りとする。

ｉ）建設コンサルタントに委託する場合

諸経費　＝　直接人件費　×　　９０　／　１００

ⅱ）公益法人に委託する場合

諸経費　＝　直接人件費　×　　７０　／　１００

４）技術経費

技術経費は次の式により積算する。

技術経費＝｛(直接人件費）＋（諸経費)｝×（技術経費率）

技術経費率は１０～３０％の範囲とし下表を標準とする。

業務名称	技術経費率（％）	備　　考
積算技術業務	２０	
技術審査業務	３０	
工事監督支援業務	２０	
技術資料作成業務	１０	

５）消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税率を乗じて得た額とする。

（３）変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算をもとにして次の式により算出する。

業務委託料＝変更官積算金額×直前の請負代金額／直前の官積算金額

１）直接人件費は、業務内容の変更に応じて変更する。

２）直接経費

①業務用自動車損料、運転費等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

３）諸経費及び技術経費は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

（４）その他

１）歩掛実態調査の実施

歩掛実態調査を実施する予定であり、その調査の詳細については、発注者の指示によるものとする。

第２章　積算技術業務　積算基準

１．適用範囲

この積算基準は、東北地方整備局（港湾空港関係除く。）における積算技術業務を発注する場合に適用する。

２．業務内容

本業務の対象とする工種は以下の通りとする。

（１）　適用工種（土木工事）

工　　種
杭基礎
函渠・擁壁等
ケーソン基礎
小橋梁類
洞門・スノーシェッド
床版
橋台・橋脚
鋼橋等製作
ＰＣ桁
橋梁架設
鋼矢板土留工
作業台・仮桟橋
ロックアンカー
道路改良
工事用道路
歩道
舗装
護岸
築堤
砂防ダム
流路工
道路維持
海岸
樋門・樋管

（２）　業務内容

１）発注者支援業務共通仕様書の第２００２条１項から４項までを基本とする。

２）照査

管理技術者は、各工事設計書の以下の内容について照査を行うものとする。

①発注用設計資料の確認・修正、及び工事施工条件の確認・特記仕様書（案）の修正内容

②積算条件資料の内容

③データ入力の内容

④その他管理技術者が必要と判断する内容

３）打合せ

・業務の実施にあたり調査職員と管理技術者は、業務の全体計画等について業務着手時及び業務完了時に打合せを行うことを基本とする。

・対象工事毎に打合せを行うものとする。

３．標準歩掛

（１）　積算方法

工種毎の単価算出は、３（１）の以下に示す表及び３．（４）によるものとし、備考欄に直接経費率が記載されている場合は、直接経費として加算する。

単価補正については、工種毎に単価を設定し、指示の際の件数を３．（２）～３．（３）により増減するものとする。

（単位：人）

工　　種	単位	技師(C) 換　算	備　　考（直接経費）
打合せ(業務全体計画等)	１件	3.(4)による	直接人件費の２％を直接経費として計上する。
打合せ(工事毎の打合せ)	１件		
現場調査(片道60km未満)	１件	１．０	直接人件費の６％を直接経費として計上する。
現場調査(片道60km以上120km未満)	１件	２．０	
杭基礎	１件	６．７	直接人件費の２％を直接経費として計上する。
函渠・擁壁等	１件	４．１	
ケーソン基礎	１件	６．０	
小橋梁類	１件	８．６	
洞門・スノーシェッド	１件	７．２	
床版	１件	８．７	
橋台・橋脚	１件	４．７	
鋼橋等製作	１件	９．８	
ＰＣ桁	１件	１１．４	
橋梁架設	１件	１２．７	
鋼矢板土留	１件	２．９	
作業台・仮桟橋	１件	９．５	
ロックアンカー	１件	８．４	
道路改良	１件	１０．８	
工事用道路	１件	５．６	
歩道	１件	１３．１	
舗装	１件	８．７	
護岸	１件	１１．８	
築堤	１件	８．１	
砂防ダム	１件	１８．０	
流路工	１件	８．０	
道路維持	１件	７．９	
海岸	１件	１０．２	
樋門・樋管	１件	１３．７	

（２）件数等について

件数等については、以下のとおりとする。

１）単位の定義等

①工種の単位は、１件とする。

②同一工種が複数ある場合（類似）の増加率

１＋（Ｎ－１）×０．６　　（Ｎは類似数）

２）設計変更業務に係わる増減率は０．５とする。

３）概略数量発注に係わる増減率は当初０．５、変更１．０とする。

（３）工種、工法、工事規模等による件数は以下のとおりとする。

１）杭基礎･･･（打込み工法）１基（箇所）を標準とする。

工　　法	件　数 （１基当り）	備　　考
打込み工法の場合	1.0	
無振動・無騒音工法の場合	1.2	
深礎の場合	1.5	

２）函渠・擁壁・ブロック積（張）･･･函渠・擁壁（現場打ち）・ブロック積（張）１箇所を標準とする。（函渠･･･内空断面２m^2 以上、擁壁･･･Ｈ＝２ｍ以上）

工　　法	件　数 （１箇所当り）	備　　考
函渠･擁壁(現場打ち)の場合	1.0	
函渠･擁壁でﾌﾟﾚｷｬｽﾄ製品を使用する場合	0.7	補強土壁含む
ブロック積みの場合	0.5	
歩道拡幅工事等における継足しの場合	0.8	

３）ケーソン基礎･･･オープンケーソン基礎１基を標準とする。

工　　法	件　数 （１基当り）	備　　考
オープンケーソンの場合	1.0	
エアージェット工法・ウォータージェット工法等特殊沈下工法の場合	1.6	
ニューマチックケーソンの場合	1.5	

４）小橋梁類･･･小橋梁（ＲＣスラブ、πスラブ等）の下部、上部１式完成まで１箇所を標準とする。

工　　種	件　数 （１箇所当り）	備　　考
上部及び下部工両方の場合	1.0	
下部工（土工を含む）のみの場合	0.6	下部工はA1、A2橋台の2基とする。
歩道拡幅工事等における継足しの場合	0.8	

5）洞門・スノーシェッド･･･洞門・スノーシェッド（上部工：プレテン桁架設、受台、現場打ち〔山側、谷〕）１箇所を標準とする。

工　　種	件　数 （１箇所当り）	備　考
洞門・スノーシェッド（上部工：プレテン桁架設、受台：場所打ち）の場合	1.0	
スノーシェッドでプレキャスト製品（上部工及び谷側受台）を使用する場合（山側受台は現場打ち）	0.7	
スノーシェッドでプレキャスト製品（上部工及び谷側受台）を使用する場合（山側受台無し）	0.4	
上部工のみの場合（プレテン桁架設、緩衝材を含む）	0.5	
山側受台（現場打ち）、谷側受台（現場打ち）のいずれかの場合	0.5	
谷側受台または山側受台と上部工の場合	0.8	

6）床版･･･橋梁上部工（ＲＣ床版、ＲＣ中空床版）１橋を標準とする。

工　　種	件　数 （１橋当り）	備　　考
橋梁上部工（ＲＣ床版、ＲＣ中空床版）	1.0	
ＲＣ床版全面打換え	1.5	

7）橋台、橋脚･･･橋台、橋脚１基を標準とする。

8）鋼橋等製作･･･鋼橋・側道橋製作（同型式）１橋（１件）を標準とする。

工　　種	件　数 （１橋当り）	備　　考
鋼橋・側道橋製作の場合	1.0	
横断歩道橋（鋼製）の場合	0.8	
鋼製スノーシェッドの場合	0.8	

9）ＰＣ桁･･･ＰＣ桁製作１橋を標準とする。

工　　種	件　数 （１件当り）	備　　考
ＰＣ桁製作の場合	1.0	
ポストテンション場所打ち桁の場合（中空床板、箱桁を含む）	1.1	足場・支保工を含む

１０）橋梁架設･･･トラッククレーンベント工法による橋梁の架設１橋（１～２径間）を標準とする。
（輸送を含む）

工　　法	件　数		備　　考
	1～2径間の場合	3径間以上の場合	
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝﾍﾞﾝﾄ工法の場合	1.0	1.1	
手延工法の場合	1.1	1.2	
架設桁工法の場合	1.1	1.2	
ｹｰﾌﾞﾙｴﾚｸｼｮﾝ工法の場合	1.1	1.2	
ﾄﾗｯｸｸﾚｰﾝ(ﾍﾞﾝﾄ無し)の場合	0.6	0.7	

１１）鋼矢板土留･･･鋼矢板土留（打込み工法）１箇所を標準とする。

工　　法	件　数 （１箇所当り）	備　　考
鋼矢板土留（打込み工法）の場合	1.0	
親杭横矢板工法の場合	1.7	
覆工板を設ける場合	1.9	
無振動・無騒音工法の場合	1.9	

１２）作業台・仮桟橋･･･作業台・仮桟橋（陸上からの施工が可能で船等を使用しない場合）
１箇所を標準とする。

工　　種	件　数 （１箇所当り）	備　　考
陸上施工の場合	1.0	
水上施工の場合	1.2	

１３）ロックアンカー･･･ロックアンカー（削工・挿入・注入・緊張・定着）１件を標準とする。

工　　種	件　数 （１件当り）	備　　考
機械の移動が５ｍ未満の場合	1.0	
機械の移動が５ｍ以上の場合	1.3	

１４）道路改良･･･平坦地及び丘陵地で道路改良１件（500ﾒｰﾄﾙ）を標準とする。

工　　種	件　数			備　考
	500mまで	500～1,000m	1,000m以上	
平坦地及び丘陵地の場合	1.0	1.7	1.9	
山地で、土量配分、法面処理を行う場合	1.2	1.8	2.7	
市街地の場合	1.1	1.6	2.1	

１５）工事用道路･･･迂回路を含む工事用道路の設置１件を標準とする。

工　　種	件　数 （１件当り）	備　　考
設置のみの場合	1.0	
設置及び撤去の場合	1.3	
撤去のみの場合	0.6	

１６）歩道･･･歩道（単独）１件（片側1,000ﾒｰﾄﾙ）を標準とする。

工　　種	件　数			備　　考
	1,000mまで	1,000～2,000m	2,000m以上	
歩　道（単独）	1.0	1.3	1.6	

１７）舗装･･･車道及び歩道（片側）の舗装（新設）１件1,000ﾒｰﾄﾙを標準とする。

工　　種	件　数			備　　考
	1,000mまで	1,000～2,000m	2,000m以上	
車道及び歩道（片側）の場合	1.0	1.3	1.6	
車道舗装のみの場合	0.6	0.8	0.9	
車道及び歩道（両側）の場合	1.6	1.9	2.1	
現道拡幅舗装の場合	1.2	1.6	1.9	
修繕工事の場合	0.9	1.2	1.4	
改良舗装工事の場合	1.5	1.6	1.7	

１８）護岸･･･護岸１件（片側200ﾒｰﾄﾙ）を標準とする。

工　　種	件　数			備　考
	200mまで	200～400m	400m以上	
法留工（直接基礎）の場合	1.0	1.3	1.6	
法留工（鋼矢板基礎Ⅰ・Ⅱ型）の場合	1.1	1.4	1.8	
法留工（鋼矢板基礎Ⅲ型）の場合	1.2	1.6	1.9	
根固工がある場合	1.2	1.6	1.9	
低水路護岸で仮締切が必要となる場合	1.2	1.6	1.9	

１９）築堤･･･堤防の新設工事１件（片側200ﾒｰﾄﾙ）を標準とする。

工　　種	件　数			備　　考
	200mまで	200～400m	400m以上	
堤防の新設工事	1.0	1.3	1.6	
護岸を同時施工する場合	1.5	1.9	2.4	

２０）砂防ダム･･･砂防ダム本体工事の新規着工から完成まで１件を標準とする。

工　　種	件　数 （１件当り）	備　　考
着工から完成まで	1.0	
分割して発注する場合（第１期）	0.9	
分割して発注する場合（第２期以降）	0.8	

２１）流路工･･･流路工１件（幅10m、両側30m程度）を標準とする。

工　　種	件　数			備　　考
	30mまで	30～60m	60m以上	
両側３０ｍ程度の場合	1.0	1.3	1.6	
床固めを含む場合	1.5	2.0	2.4	
片側３０ｍ程度の場合	0.7	0.9	1.1	

２２）道路維持･･･１工事を１件とする。

工　　種	件　数 （１件当り）	備　　考
経常維持工事	1.0	
防護柵工事	0.5	
区画線工事	0.5	
橋梁塗装工事	0.7	複数橋の場合は類似計算を行う
標識工事	0.7	
清掃作業	0.7	
除雪作業	0.7	

２３）海　岸･･･海岸１件（人工リーフ工、消波工区間200m）を標準とする。

工　　種	件　数			備　　考
	200mまで	200～400m	400m以上	
人工リーフ・消波工	1.0	1.3	1.6	

２４）樋門・樋管･･･本体１箇所を標準とする。（本体に付随する取付水路は含む）

２５）現地調査･･･１件あたり１回（１往復）を標準とする。
現地調査については、２人体制で調査することを標準とする。

（４）打合せ

１）業務全体計画等に関する打合せ

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
着　手　時	０．５				
業　務　完　了　時	０．５				

２）工事毎の打合せ

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
工事毎の打合せ（１工事当たり）	０．１		０．５		

第３章　技術審査業務　積算基準

１．適用範囲

この積算基準は、東北地方整備局（港湾空港関係除く。）における技術審査業務を発注する場合に適用する。

２．業務内容

（１）　打合せ

・業務の実施にあたり調査職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。

・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。

・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

（２）　工事発注資料の作成

・公告文、入札説明書（一般競争入札の場合）及び技術資料提出要請書（工事希望型競争入札の場合）のひな形を電子データで受け取り、これを指定された条件に合うように加工して案を作成する。

・総合評価方式のタイプ、競争参加資格要件、技術提案の評価項目等の基本条件については、発注者側が提示する。

・契約手続きフローの作成は業務に含まれない。

（３）　技術資料の分析・整理

１）　現地調査

・現地調査は主として技術資料の分析・整理のために実施する。
ただし、経常維持工事や交通安全施設工事等の簡易な工事で現地調査の必要がないと判断される場合は、発注者、受注者協議のうえ、取り止めることができるものとする。

２）　技術資料の分析・整理

①　競争参加資格確認・整理

ｉ）企業同種実績等の確認・整理

・各工事入札参加者によって提出された資料に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。

・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

ⅱ）一般競争参加資格等の確認・整理

・発注者システムから出力された帳票に基づき競争参加資格要件に対する適否について一覧表に整理したものを作成する。

・根拠資料は、上記一覧表に整理した項目毎に、その評価案の根拠が分かるものとする。（補助表等）

②　総合評価項目分析・整理

・各工事入札参加者の技術提案（又は技術的所見）について、個別提案項目毎に分析した結果を一覧表に整理する。

・技術提案（又は技術的所見）を含む全ての評価項目について、分析した結果を簡潔にとりまとめ、一覧表に整理する。

・根拠資料は、分析結果案作成のために収集した資料（情報）等を含む分析結果作成の根拠となる資料とする。

・標準型においては、技術提案の内容に応じて標準歩掛を設定する。

・本歩掛は、技術提案の各項目に対する提案数が１０以内の場合に適用するものとし、提案数がこれを超える場合は別途検討するものとする。

・競争参加資格としての簡易な施工計画及び施工計画（技術的所見）の確認・整理についても本歩掛を適用する。

ｉ）技術提案及びその技術提案に対する施工計画

技術提案に係る各項目のいずれか１項目及びその技術提案に対する施工計画を標準とする。

○技術提案に係る項目
・総合的なコストの縮減に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・社会的要請への対応に関する技術提案
○ヒアリングに向けた確認事項の整理
・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

ⅱ）施工計画又は技術提案
技術提案に係る各項目のいずれか１項目又は施工計画１項目を標準とする。
○技術提案に係る項目
・総合的なコストの縮減に関する技術提案
・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
・社会的要請への対応に関する技術提案
○ヒアリングに向けた確認事項の整理
・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

ⅲ）簡易な施工計画
・簡易な施工計画について標準歩掛を設定する。簡易な施工計画については、項目数によらず一定とする。本歩掛は、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）の分析・整理についても適用する。また、競争参加資格として提出される施工計画（技術的所見）と技術提案等を共に評価する場合は、技術提案等に係る歩掛と「簡易な施工計画」に係る歩掛を共に計上すること。
・評価区分が「適」「否」など２区分の場合に適用することとし、評価区分が３区分以上の場合は、別途考慮すること。

○ヒアリングに向けた確認事項の整理
・発注者が工事入札参加者に対して実施するヒアリングにおいて、技術資料の分析・整理を行うために確認が必要な事項等について、事前に整理する。

ⅳ）企業の施工実績等評価
・企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の技術力（過去の加算点の平均）についてとりまとめ、一覧表に整理する。なお、この他の項目についても整理を行う場合は別途考慮すること。

（４）総合評価委員会資料作成等
・ブロック総合評価委員会等で使用する会議資料の作成、収集、整理等を行う。

３．標準歩掛
（１）　標準歩掛
標準歩掛は、次に示す通りとする。
１）　入札公告・入札説明書の作成

１０工事あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
入札公告・入札説明書の作成		０．７	０．７	７．３	

２）　技術資料提出要請書の作成

１０工事あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
技術資料提出要請書の作成		０．７	０．７	７．３	

３）　現地調査

１０工事あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　考
現地調査／調査結果取りまとめ			５．２	５．２	

（注）直接人件費の７％を直接経費として計上する。

４）　競争参加資格確認・整理

①　企業同種実績等の確認・整理　　1者、１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
企業同種実績/技術者同種実績等		0.3	0.5	1.1	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

②　一般競争参加資格等の確認・整理　　1者、１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
一般競争参加資格/予決令第70条、71条/会社更生法等/指名停止/排除要請/本店等		0.1	0.2	0.3	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

５）　総合評価項目分析・整理

①　技術提案及びその技術提案に対する施工計画　　１項目、１者、１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
技術提案及びその技術提案に対する施工計画		0.6 (0.4)	1.1 (0.7)	2.2 (1.4)	

※２者以上が参加する場合は、２者目以降１者につき括弧内の歩掛を加える
※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25を乗じる
※１工事における技術提案の１項目に対する平均提案数が５を超える場合は1.8を乗じる

②　施工計画又は技術提案　１項目、１者あたり　　１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
施工計画又は技術提案		0.6 (0.3)	0.8 (0.4)	1.7 (0.9)	

※２者以上が参加する場合は、２者目以降１者につき括弧内の歩掛を加える
※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25を乗じる
※１工事における技術提案の１項目に対する平均提案数が５を超える場合は2.0を乗じる

③　簡易な施工計画、１者あたり　　１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
簡易な施工計画		0.4 (0.2)	0.9 (0.4)	1.9 (1.0)	

※２者以上が参加する場合は、２者目以降１者につき括弧内の歩掛を加える
※ヒアリングに向けて確認事項の整理を行う場合は1.25を乗じる

④　企業の施工実績等評価　　１者、１０工事あたり

	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	備考
企業成績・表彰/配置予定技術者成績・表彰/過去の加算点			0.1	0.1	

※上記歩掛に競争参加者数を乗じて設計歩掛を算出する

６）　総合評価委員会資料作成等

総合評価委員会等の会議資料の作成、収集、整理等が必要な場合に計上する。

１会議あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
総合評価委員会の資料作成等			２．０	２．０	

（２）　打合せ

１）業務全体計画等に関する打合せ　　１回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
着　　手　　時	０．５				
中　　間　　時	０．５				適　宜
業 務 完 了 時	０．５				

（注）直接人件費の２％を直接経費として計上する。

２）審査対象工事毎の打合せ　　対象工事１本あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備　　考
打合せ	０．５				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

（注）直接人件費の２％を直接経費として計上する。

４．積算方法

（１）　積算方法

工種毎の単価算出は、３標準歩掛をもとに、４（１）の以下に示す工種単位を１件とする。

単価補正については、工種毎に単価を設定し、指示の際の件数を４．（２）により増減するものとする。

（単位：人）

工　　種		単位	備　　考
打合せ(業務全体計画等)		１件	
打合せ(工事毎の打合せ)		１件	
現場調査		１件	
入札公告・入札説明書の作成		１件	
技術資料提出要請書の作成		１件	
競争参加資格確認・整理（企業同種実績等の確認整理）		１者・件	
競争参加資格確認整理(一般競争参加資格等の確認整理)		１者・件	
総合評価項目分析・整理（技術提案及びその技術提案に対する施工計画）	基準１者（＊１）	１者・件	
	２者目以降（＊１）	１者・件	
総合評価項目分析・整理（簡易な施工計画（技術的所見））	基準１者（＊２）	１者・件	
	２者目以降（＊２）	１者・件	
総合評価委員会資料作成等		１件	

（＊１）：基準１者とは、１工事において競争参加資格確認書又は技術提案書の提出者が、１者の場合又は複数者の場合の内１者のことである。

（＊２）：２者目以降1者とは、１工事において、競争参加資格確認書又は技術提案書の提出者が、複数者の場合の基準１者を除いたもののことである。

（２）件数補正等

件数等については、以下のとおりとする。

１）単位の定義等

①件とは

工種の単位が「件」となっているものは、１工事１件とする。

②者・件とは

工種の単位が「者・件」となっているものは、１工事あたりの技術提案書の提出者の数であり、件数は以下のおとおりとする。

者・件数　＝　Ａ工事提出者数＋Ｂ工事提出者数＋Ｃ工事提出者数＋・・・・・

ただし、２者目以降となっている工種においては以下のとおりとする。

者・件数　＝　（Ａ工事提出者数－１）＋（Ｂ工事提出者数－１）＋・・・・・・

２）件数等の補正

・各工種の件数等の補正は１工事ごとにおこなうものとし、以下のとおりとする。

①技術提案及びその技術提案に対する施工計画

１者･件当たりの標準

項　　目	内　容
技術提案項目	１項目
１工事１項目あたり平均提案数	５以下
ヒアリングに向けて確認事項の整理	なし

１者･件当たりの標準に対する補正は以下のとおりである。

○技術提案項目の補正
技樹提案項目数　　Ｎ項目
１工事あたりの者・件の数　＊　Ｎ

○１工事１項目あたり平均提案数による補正
１工事あたり平均提案数　　５を超え１０以下
１工事あたりの者・件の数　＊　１．８

○ヒアリングに向けての確認事項の整理
ヒアリングに向けての確認事項の整理　　あり
１工事あたりの者・件の数　＊　１．２５

○上記３項目の補正が重複した場合は、以下のとおりとする。
者・件数＝標準者･件数　＊　Ｎ　＊　１．８　＊　１．２５　とする。
なお、数量は、少数第２位を四捨五入し、少数１止めとする。

②簡易な施工計画
１者･件当たりの標準

項　　目	内　容
ヒアリングに向けて確認事項の整理	なし

○ヒアリングに向けての確認事項の整理
ヒアリングに向けての確認事項の整理　　あり
１工事あたりの者・件の数　＊　１．２５
なお、数量は、少数第２位を四捨五入し、少数１止めとする。

第４章　工事監督支援業務　積算基準

１．適用範囲

この積算基準は、東北地方整備局（港湾空港関係除く。）における工事監督支援業務の発注に適用する。

２．標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

工事監督支援業務　　１月当たり

名　　称	単位	数量	備　　考
管理技術者	式	１．０	技師（A） 業務打合せとして計上
担当技術者	式	１．０	次式による。
工事監督対象工事内容の把握	式	１．０	技師（A）
直接経費	式	１．０	

（注）１）管理技術者については、以下のとおりとする。

・打合せとして、１回当たり技師（A）を０．５人計上する。

・回数については、設計図書による。

２）担当技術者については、以下のとおりとする。

・担当技術者（式/月）　＝　基準日額　×　必要人数　×　19.5人/日・月　＋　超過業務標準相当額

・担当技術者の基準日額は技師（C）相当を標準とする。但し、業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。

・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり３０時間相当分を計上すことを標準とする。

・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

超過時間あたり標準単価＝基準日額　×　１／８　×　α　×　β

ただしα、βは以下の通りとする。

α　＝　１２５／１００　　β　＝　割増対象賃金比

３）工事監督対象工事内容の把握については、以下のとおりとする。

・工事監督支援の対象工事１件ごとに、技師（A）を０．２人計上する。

・対象工事件数は、設計図書による。

第５章　技術資料作成業務　積算基準

１．適用範囲

この積算基準は、東北地方整備局（港湾空港関係除く。）における技術資料作成業務の発注に適用する。

２．標準歩掛

（１）　技術資料作成業務

本歩掛は、技術資料作成業務に適用するものとする。

技術資料作成業務　　１月当たり

名　　称	単位	数量	備　　考
管　理　技　術　者	人	１．０	技師（Ｂ） 業務打合せとして計上
担　当　技　術　者	式	１．０	
直　接　経　費	式	１．０	

（注）１）担当技術者については、以下の通りとする。

・担当技術者（式/月）　＝　基準日額　×　必要人数　×　19.5人/日・月　＋　超過業務標準相当額

・担当技術者の基準日額は技術員とする。

・担当技術者の必要人数は、対象事業等を考慮し決定するものとする。

・超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり３０時間相当分を計上することを標準とする。

・なお、超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$$

ただしα、βは以下の通りとする。

$$\alpha = \frac{125}{100} \qquad \beta = \text{割増対象賃金比}$$